

○財務省告示第三百五十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十一年十月九日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五十九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
九年法律第二十三号）第四十六条
の法律及びその
条第一項並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に
行われる入札
競争入札と同時に行われる入札

口 国債市場	六 イ 発										口 イ 方募				五
	入札発行競争額	価格競争	行	争入札発行競争	非価格競争	者・第I	特別参加	国債市場	当てる。	も申込みの範囲内	各申込みのうち応募額を順次割り	方法入決定の	価格競争入札発行「という。」 を定める市場特別参加者による発行（以下	財政法第七十八条第一項、財政融資	
	億円	金額	十、六、	発行額	割引	短期国債	五、	億、	十、	六、	十八		で、財務大臣が各国債市		
	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	場、特別参加者による発行（以下		
	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	を定める市場特別参加者による発行（以下		
	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	市場、特別参加者による発行（以下		
	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	を定める市場特別参加者による発行（以下		
	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	市場、特別参加者による発行（以下		
	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	を定める市場特別参加者による発行（以下		
	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	市場、特別参加者による発行（以下		
	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	を定める市場特別参加者による発行（以下		
	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	市場、特別参加者による発行（以下		
	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	十、	六、	十八	を定める市場特別参加者による発行（以下		

十六	十五	十四	十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元償還金額	償還期限
平成二十一年十月九日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行額百円につき百円	償還金を支払う。その翌営業日に 当たるときは、その翌営業日に ただし、償還期が銀行休業日に 平成二十二年四月十二日